

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 御前崎分屯基地及び岳山無人中継所環境整備
- (2) 履行場所 航空自衛隊御前崎分屯基地及び航空自衛隊御前崎分屯基地岳山無人中継所
- (3) 履行期間 契 約 締 結 日 ～ 令 和 8 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令 和 7 年 5 月 9 日 (金) 10 時 30 分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年5月7日(水)必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 3772 FAX(053)472-7735

担当: 永田

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	御前崎分屯基地及び岳山無人中 継所環境整備	2 2 警隊 L P S—X—1 1	
		承 認	令和 7 年 3 月 2 6 日
		作 成	令和 7 年 3 月 5 日
		改 正	令和 年 月 日
		作成部 隊等名	2 2 警隊 基地業務小隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊御前崎分屯基地及び岳山無人中継所の草刈作業について適用する。

1.2 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求事項

2.1 履行期間

調達要領指定書による。

2.2 履行場所

調達要領指定書による。

3 役務実施要領

3.1 作業時間は0815から1700（後片付け含む）までとする。

3.2 作業に必要な器材等は契約相手方が準備するものとする。

3.3 草刈り作業後の刈り高は、3cm±2cmとする。

3.4 作業に当たっては、露出している既存施設設備等を損傷しないように十分注意し実施するものとする。

3.5 役務により生じた刈草（別図第2に示す範囲の草）は、1.2に基づき、契約相手方が運搬・処分するものとする。

3.6 御前崎分屯基地岳山無人中継所（別図第1及び別図第3）の刈草等については官側で運搬・処分するものとする。

3.7 外柵に絡みついた蔓は除去するものとする。

3.8 作業場所及び使用器材等の清掃後片付けは、確実に行うものとする。

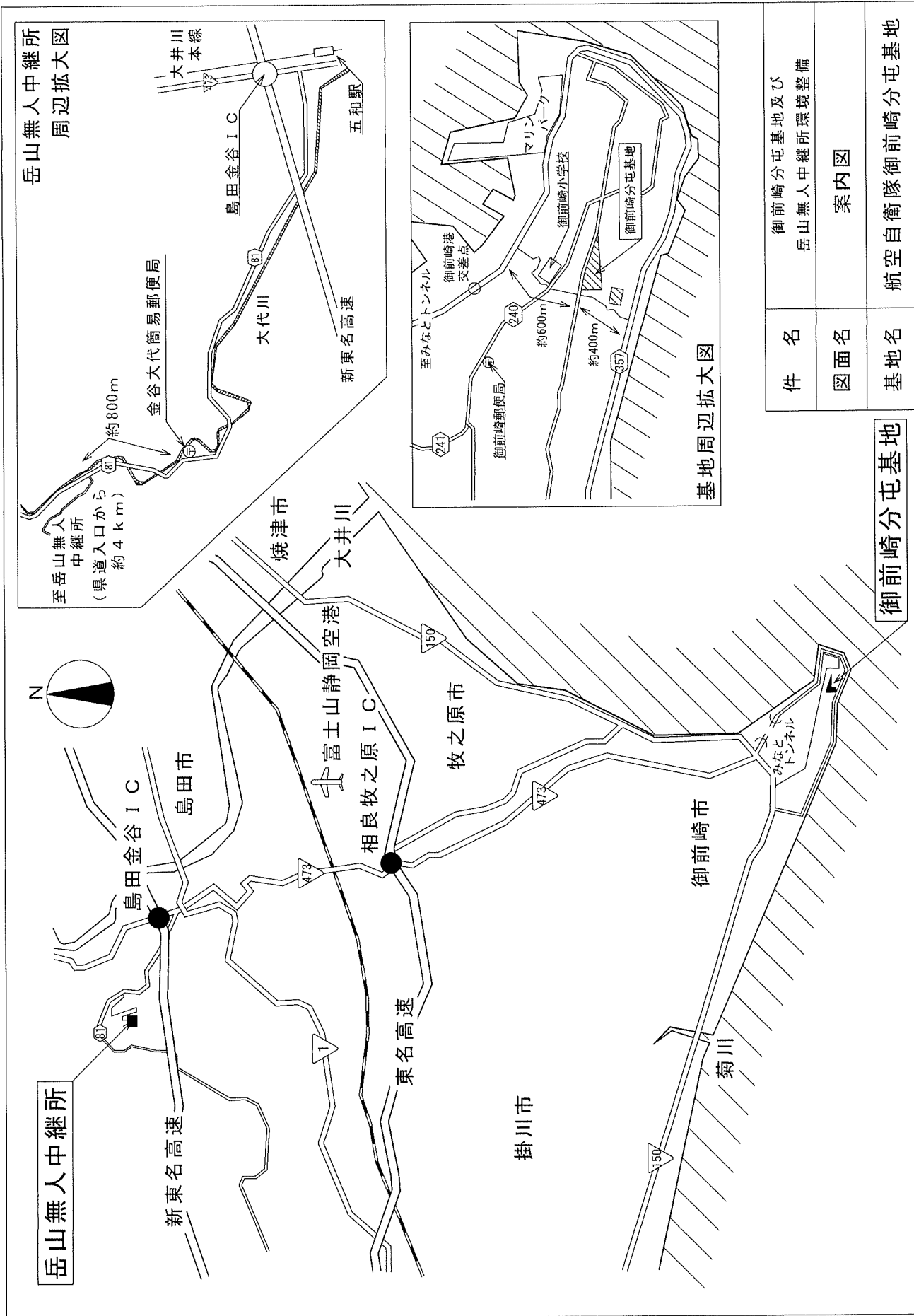
3.9 御前崎分屯基地岳山無人中継所における仮設トイレについては契約相手方が準備するものとする。

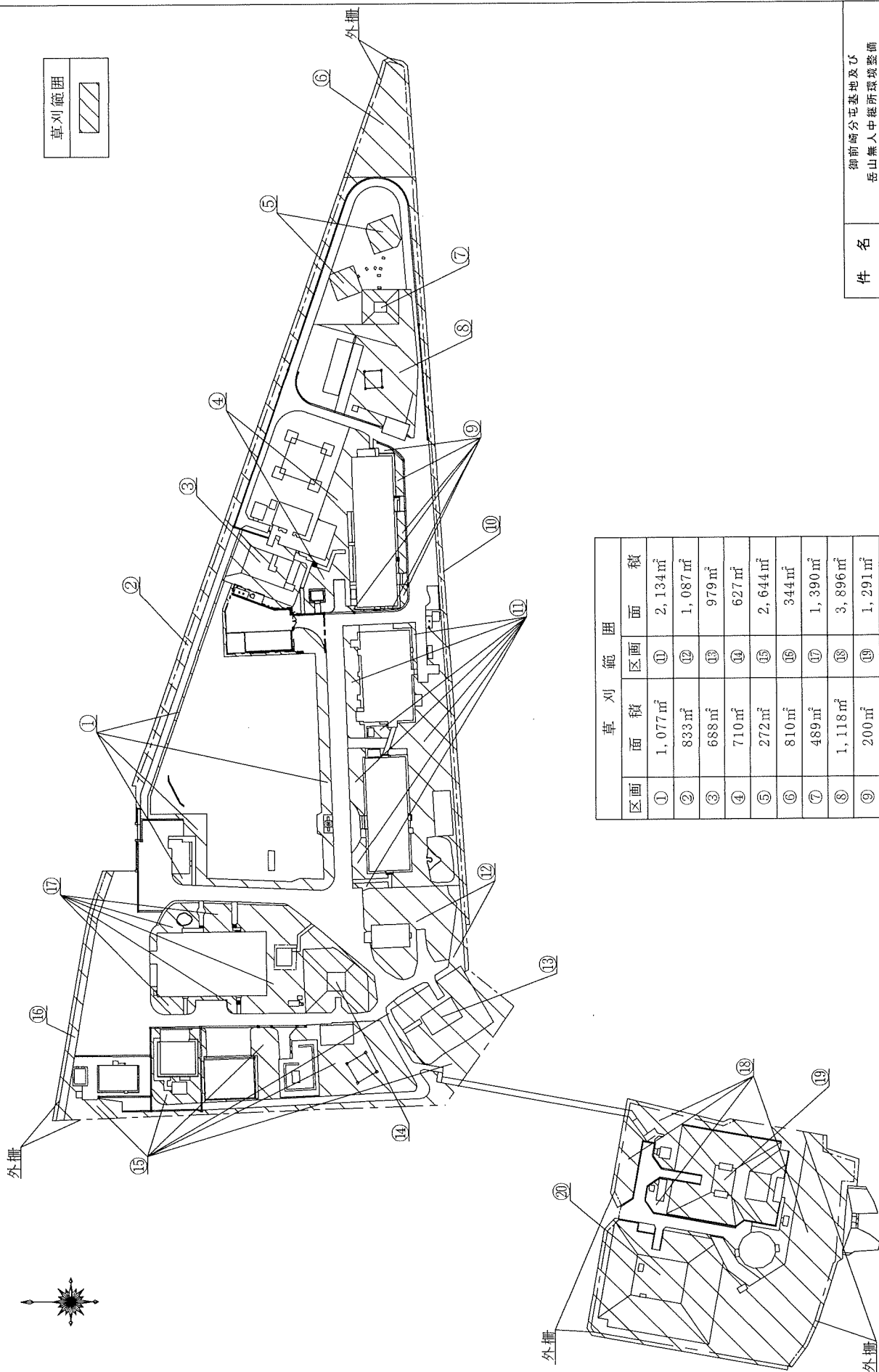
4 実施回数

調達要領指定書による。

- 5 作業日数
調達要領指定書による。
- 6 監督、検査
 - 6.1 立会いにより作業確認を実施する。
 - 6.2 契約相手方は、草刈り作業実施中に必要な箇所及び監督官が指示する箇所について黒板等に作業内容等を記載し、撮影するものとする。また、撮影した写真については写真帳に整理のうえ、監督官へ提出するものとする。
 - 6.3 撮影した写真及びデータは、役務終了後すべて破棄し、流出防止に努めるものとする。
 - 6.4 検査は、提出書類について審査するものとする。
- 7 安全管理
 - 7.1 契約相手方は、作業中の飛び石等の被害が生じないよう防護ネットを用いる等の安全対策を講じるものとする。
 - 7.2 外柵周辺での作業は、ワイヤーガード及び赤外線センサー装置並びに一般車両等に損傷を与えないよう安全対策を講じるものとする。
- 8 その他
 - 8.1 契約相手方は、契約締結後速やかに作業工程表（契約相手方任意様式）を作成し、官側へ提出するものとする。
 - 8.2 契約相手方はこの仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議し、その指示を受けるものとする。
 - 8.3 作業中の故意又は過失により施設及び車両等に損害を与えた場合は、契約相手方の責任において現状回復又はその損害に係る費用は全て契約相手方の負担とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 隊	第 2 2 警 戒 隊 基 地 業 務 小 隊
	作 成 年 月 日	令 和 7 年 3 月 5 日
品 名	御前崎分屯基地及び岳山無人中継所環境整備	
仕 様 書 番 号	2 2 警 隊 L P S - X - 1 1	
指定事項： 1 仕様書 2.1 で定める履行期間 契約締結日から令和8年3月31日 2 仕様書 2.2 で定める履行場所 1. 御前崎分屯基地（別図第 2 のとおり） 2. 岳山無人中継所（別図第 3 のとおり） 3 仕様書 4 で定める実施回数 1. 御前崎分屯基地： 6回 2. 岳山無人中継所： 2回 4 仕様書 5 で定める作業日数 御前崎分屯基地は 1 回当たり 2 0 日を基準(土日、祝日を除く。)、御前崎分屯基地岳山無人中継所は 1 回当たり 1 0 日を基準(土日、祝日を除く。)とし、作業を完了するものとする。なお、台風等の悪天候や官側の都合による延長はこの限りではない。		





草刈範囲			
区画	面積	区画	面積
①	1,077㎡	⑪	2,134㎡
②	833㎡	⑫	1,087㎡
③	688㎡	⑬	979㎡
④	710㎡	⑭	627㎡
⑤	272㎡	⑮	2,644㎡
⑥	810㎡	⑯	344㎡
⑦	489㎡	⑰	1,390㎡
⑧	1,118㎡	⑱	3,896㎡
⑨	200㎡	⑲	1,291㎡
⑩	604㎡	⑳	1,851㎡
合計	23,044㎡		

件名	御前崎分屯基地及び 岳山無人中継所環境整備	
図面名	分屯基地環境整備範囲	
基地名	航空自衛隊御前崎分屯基地	

